

(資料1)

神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

(平成 22 年 5 月 26 日管理者決定) 抜粋

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対し照会を行うものとする。

(1) 略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を管理者又は市長に提出した者

(イ) 略

(イ) (イ)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア 公有財産管理規程第10条に規定する使用許可申請書を管理者に提出した者

イ 管理者が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者

(イ) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者

2 略

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

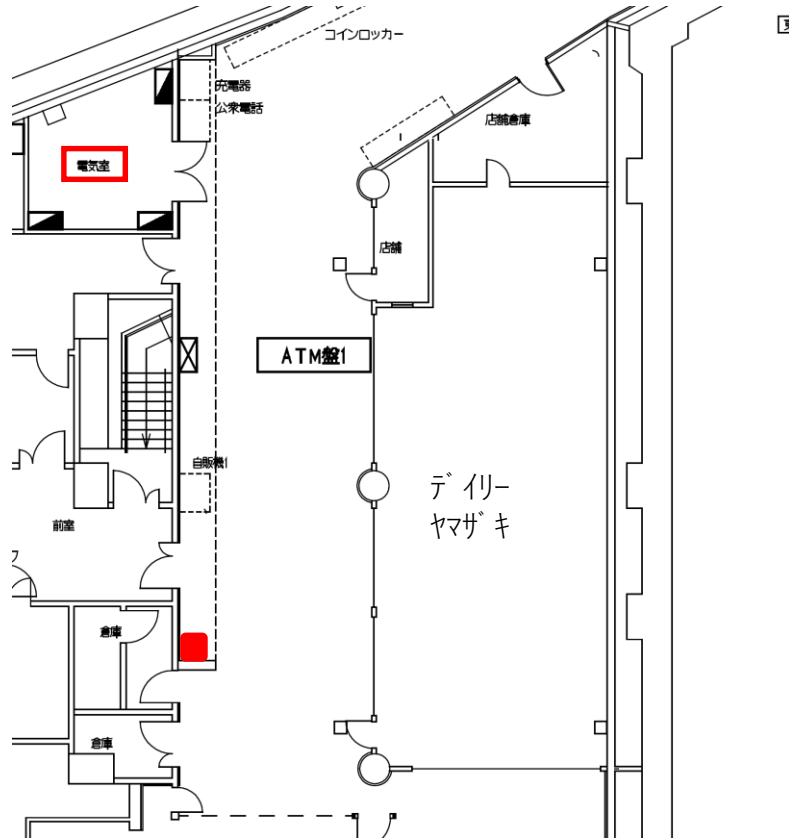
(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託等を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

現況及び設置工事の条件

場所①改札外

現況図面（■が設置想定箇所）



コンセント位置



設置可能範囲

上記写真で幅170cm×奥行105cm = 1.785㎡

電 源：電気室内LM-B1A盤から引き込んだコンセントが設置場所にあり、利用可能

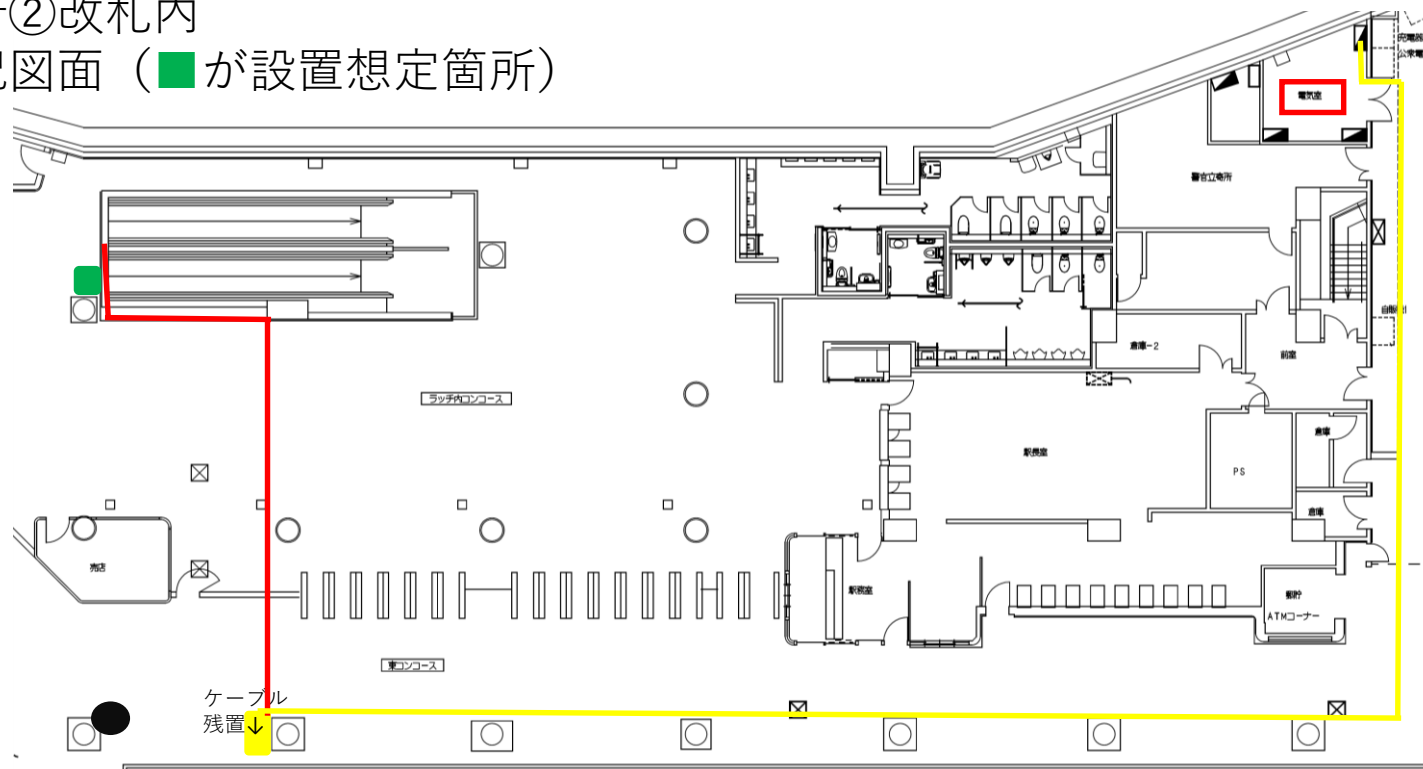
電灯：100V20A 動力：なし

盤：壁への取り付けは不可。天井から吊り下げ設置とすること。

点検口：配線ルート確保及び天井から分電盤を吊り下げのためのボルト設置にあたり、新設すること。

通 信：有線での通信が必要な場合、天井に通信線を引き込む工事が必要。（事業者指定あり）

場所②改札内
現況図面（■が設置想定箇所）



設置可能範囲
上記写真で
幅100cm×奥行180cm=1.8㎡

※交通局にて使用を保証するものではありません。使用可否は設置事業者にて判断ください
当該ケーブルを使用する場合は結線し、天井内及び壁沿いに沿わせて改札内の設置想定箇所まで引き込むこと。
使用しない場合は、当該ケーブルを撤去の上、分電盤から新たにケーブルを引き込むこと（事業者指定あり）
なお、視認できるケーブルカバーについて、駅の統一感を維持するため、壁の類似色とすること。

盤：天井への取り付けは不可。自立式で設置すること。

通 信：前事業者の有線残置あり（上記●位置付近天井）

※交通局にて使用を保証するものではありません。使用可否は設置事業者にて判断ください
当該線を使用する場合は、天井内及び壁沿いに沿わせて改札内の設置想定箇所まで引き込む
こと。当該線を使用しない場合は、新たに通信の引き込みを行うこと（事業者指定あり）